

## 函館フットボールパーク優先利用事務処理要領

(趣旨)

第1条 函館フットボールパーク（以下「フットボールパーク」という。）の効果的・効率的な利用を図り，地域の交流促進による市民の心身の健全な発達および競技水準の向上に寄与するため，スポーツ大会やスポーツ合宿，スポーツイベントでの利用にかかる優先利用の基準について函館フットボールパーク施設利用事務取扱要綱（以下「要綱」という。）で定めるもののほか，必要な事項を定めるものである。

(優先利用の考え方)

第2条 指定管理者が要綱第6条第1項の計画を作成するにあたっては，競技種目，利用目的および使用者数等の各項目を順に比較し優先利用を決定するものとする。

(競技種目における優先順位)

第3条 競技種目においては，天然芝サッカーグラウンドについては，サッカー，フットサルおよびこれらに類する競技を，人工芝多目的グラウンドについては，サッカー，ラグビー，フットサルおよびこれらに類する競技を，フットサルコートについては，フットサルおよびこれに類する競技を，テニスコートについては，硬式テニス，軟式テニスおよびこれらに類する競技を優先競技とする。なお，優先競技間に順位は設けない。

(利用目的における優先順位)

第4条 前条に規定する優先順位で決定出来ない場合は，利用目的により優先順位を決定する。

- 2 利用目的においては，優先競技にかかる大会，合宿および講習会等のスポーツイベント（以下「大会・合宿等」という。）を優先する。
- 3 前項の利用目的間においては，要綱第5条第3項に規定するもののほか，別表の順位により優先順位を決定する。

(使用者数等における優先順位)

第5条 前2条に規定する優先順位で決定出来ない場合は、優先利用しようとする期間中の一日あたりの平均延べ使用者数および内訳により優先順位を決定する。

2 前項の決定にあつては、期間中の一日あたりの平均延べ道外在住使用者数および市外在住使用者数を考慮するものとする。

(優先利用にあたり考慮すべきその他の要素)

第6条 優先利用の決定にあつては、使用予定面数および時間を考慮し、可能な限り、同一日に他の優先利用または一般利用にも供するものとする。

(優先競技以外の競技における優先利用)

第7条 第3条に規定する優先競技以外の使用にあつても、施設の維持管理上支障が無く、地域の交流促進をもつての心身の健全な発達および競技水準の向上に寄与すると認められる場合は優先利用させることが出来る。

2 前項の優先利用の決定にあつては、第4条各項、第5条各項および前条の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領の施行期日は平成27年4月1日とする。

(経過措置)

2 この要領の施行の日から条例第3条から第16条まで、別表第1および別表第2の規定（人工芝多目的グラウンド、フットサルコートおよび第2クラブハウスに係る部分に限る。）の施行の日までの間は、第3条中

「競技を、人工芝多目的グラウンドについては、サッカー、ラグビー、フットサルおよびこれらに類する競技を、フットサルコートについては、フットサルおよびこれに類する競技を、テニスコート」とあるのは、「競技を、テニスコート」とする。

別表（第 4 条関係）

| 順位  | 1                                 | 2                                 | 3                                     | 4                           |
|-----|-----------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------|
| 規 模 | 全国大会，道外団体の合宿および全国規模の講習会等のスポーツイベント | 全道大会，道内団体の合宿および全道規模の講習会等のスポーツイベント | 道南大会，道南地区団体の合宿および道南地区規模の講習会等のスポーツイベント | 全市的な大会および全市規模の講習会等のスポーツイベント |